

石元泰博氏の写真著作物利用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県が著作権を有する石元泰博氏の写真作品の著作物（以下「本著作物」という。）の著作権法（昭和45年法律第48号）上の権利に係る利用許諾に関し、必要な手続を定め、本著作物の芸術的価値を保持し、その文化的評価を拡げることがを目的とする。

(利用許諾の申請)

第2条 本著作物の利用許諾を受けようとする者は、別記第1号様式による利用許諾申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として本著作物の利用を開始しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、知事が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

3 前2項の規定による申請は、高知県立美術館に提出するものとし、当該申請の受付時間は、高知県立美術館の開館時間とする。

(利用の許諾等)

第3条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容が第1条に規定する目的に合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用に係る条件等を設けた上で本著作物の利用を許諾することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに準ずる施設及び博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定による登録を受け、又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設が、事業の用に供するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めた場合

2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本著作物の利用を許諾しないものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 高知県、石元泰博氏及び本著作物の信用又はイメージを損なうおそれがあるとき。

(3) 政治活動等に利用し、又は利用されるおそれがあるとき。

(4) 本著作物の著作権を侵害されるおそれがあるとき。

(5) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1

号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。)又は暴力団に關与する者が利用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が本著作物の利用が適当でないとしたとき。

3 知事は、第1項の規定に基づき本著作物の利用を許諾する場合にあつては別記第2号様式による利用許諾書により、本著作物の利用を許諾しない場合にあつては別記第3号様式による利用不許諾書により通知するものとする。

4 本著作物の利用許諾において、知事が必要があると認める場合には、使用者と本著作物の利用についての契約書を作成するものとする。

(利用に係る条件)

第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき本著作物の利用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 法令を遵守し、公序良俗に反しないこと。

(2) 本著作物の改変(本著作物の色彩及び色調の変更、本著作物への文字載せ及びトリミングを行うこと等をいう。)をしないこと。

(3) 特定の政治、思想等を支援し、又は支援しているような誤解を与えないこと。

(4) 高知県及び石元泰博氏並びに本著作物の信用及びイメージを損なわないこと。

(5) 本著作物の主たる対象物として写されている人物、物品、建物等の被写体に係る肖像権等の第三者の権利については、必要に応じて自らの費用と責任で権利処理を行うこと。

(6) 本著作物を利用する場合には、「©高知県, 石元泰博フォトセンター」又は「©Kochi Prefecture, Ishimoto Yasuhiro Photo Center」とクレジットを明記すること。

(7) 本著作物を利用して作成された成果物については、知事が別に定める部数を高知県に対して納入すること。

(8) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、原則として画像に複製防止技術(利用時における標準的な技術水準に適合するもので、知事が認めるものに限る。)を措置すること。

(9) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、知事が特に必要があると認めた場合には、画像の消去又は再度利用許諾申請の提出等の知事の指示に従い、必要な手続を行うこと。

(10) 本著作物の利用は、利用許諾をした利用目的及び企画内容に限るものとし、別の利用目的及び企画内容に利用しようとする場合には別途第2条の規定による申請を行うこと。

(11) 本著作物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(12) 本著作物を利用する権利の第三者への譲渡及び転貸を禁ずること。

(利用許諾の変更)

第5条 使用者は、第3条第1項の規定に基づき利用許諾を受けた内容に変更が生じるときは、別記第4号様式による利用許諾変更申請書に当該案件に係る利用許諾書の写しを添えて知事に提出し、改めて変更後の利用許諾を受けなければならない。

2 第3条の規定は、前項に規定する利用許諾の変更申請について準用するものとする。

(使用料等)

第6条 本著作物の利用許諾による著作権使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該使用料として算定された額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。）とする。

2 前項に定める使用料は、前納するものとする。

3 知事は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、納期限を別に定めることができる。

4 定められた納期限までに使用料が納入されないとき、知事は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延利息を徴収するものとする。

5 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

6 前各項の規定により、一旦納付された使用料及び遅延利息については、いかなる事由が生じようと返還しない。

(使用料の減免)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに準ずる施設及び博物館法第10条の規定による登録を受け、又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設が、調査研

究又は作品の展示に伴う図録、広報物等の作成に利用するとき。ただし、入場券及び図録以外の有償で頒布する物品を作成する場合を除く。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めたとき。

(利用許諾契約の解除等)

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾契約を解除することができる。

- (1) 使用者が虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (2) 第3条第1項の規定に基づき利用許諾を受けた内容に変更があったにも関わらず、第5条第1項の規定による変更申請の申出がないとき。
- (3) 第4条各号に掲げる利用に係る条件に違反したとき。
- (4) 使用料又は遅延利息が納入されないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上知事が解除することが適当であると認めたとき。

2 知事は、前項の規定に基づく利用許諾契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づき利用許諾契約を解除された者に対して、今後利用の許諾はしないものとする。

4 使用者は、第1項の規定に基づき利用許諾契約が解除された場合、直ちに利用を中止するとともに、本著作物を使用した使用者の作成物等を廃棄したことを高知県に証明するものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、本著作物の利用に際して、自らの責めに帰すべき事由により、高知県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第10条 使用者は、自らの本著作物の利用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県は当該侵害についての一切の責を負わないものとする。

(疑義の決定等)

第11条 本要綱に基づく本著作物の利用許諾は、日本法に準拠する。

(裁判管轄)

第12条 本要綱に関して生じた紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第13条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。